# 【当協会に寄付をしていただいた場合の税務上の優遇措置】

### ●個人の方(所得税)

個人の方が当協会に寄付された場合、従来の「所得控除」に新たに「税額控除」を加えた2種類のうちいずれか有利な方を選択できるようになりました。

当協会に関しては、平成24年4月以降にいただいたご寄付や会費(正会員の会費は除かれます)から適用されます。

いずれの場合でも控除を受けるには確定申告が必要です。その際当協会が発行した領収書と内閣総理大臣による「税額控除に関わる証明書」の写し(税額控除を選択する場合)の添付が必要となります。

「税額控除に関わる証明書」の写しは領収書に同封してお送りします。

なお、当協会HPからダウンロードすることもできます。

#### ≪税額控除≫

次の算式により計算された額が、<u>所得税額(※1)</u>から控除されます。

控除限度額 = (寄付金合計額 
$$-$$
 2千円)  $\times$  40% ( $^{*2}$ ) ( $^{*3}$ )

- (※1) 所得税額とは納めるべき税金。
- (※2) 対象年の所得税額の 25%相当額が限度

(※3) 総所得の40%が限度

#### ≪所得控除≫

次の算式により計算された額が、課税所得(※4)から控除されます。

- (※4) 課税所得とは税額を計算する基礎となる金額、総所得から所得控除額(扶養控除等)を 差し引いた後の所得です。
  - (※5) 控除限度額は総所得の 40%が限度

## ●個人の方(住民税)

次の算式により算出された額が、市民税額から控除されます。

控除限度額= (寄付金合計 — 2千円) × 6%

(注) 寄付金合計額は総所得の30%が限度。

※住民税は大阪市にお住まいの方に限ります。※

### ●個人の方(相続税)

相続(遺贈を含む)で受け取った財産を当協会に寄付した場合、原則的に相続税・贈与税の 対象になりません。

# ●法人の方(法人税)

次の算式により算出された金額を限度として損金算入されます。

(資本金等の額の0.375%+所得金額の6.25%)×1/2

- (注) 当協会に寄付をしたうち損金算入されなかった部分については
  - 一般寄付とあわせて(資本金等の額の0.25%+所得金額の2.5%)×1/4を限度として損金算入